

とくち佐波川かわまちづくり協議会設置要綱

令和4年3月31日制定

(名称)

第1条 この協議会は、「とくち佐波川かわまちづくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、佐波川の河川空間とまちの空間の融合を図り、歴史的史跡や各種イベントと連携した施設や市民の憩いの場として利活用を促進するとともに、市民や関係団体と協働し良好な環境を創造していくことを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 関係自治会を代表する者 | 4名以内 |
| (2) 関係小中学校の青少年の育成に関係する者 | 4名以内 |
| (3) 関係団体を代表する者 | 8名以内 |
| (4) 一般公募委員 | 2名以内 |

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長、副会長各1名を置き、それぞれ、委員の互選により、定める。

2 会長は協議会を代表し、公務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、「とくち佐波川かわまちづくり事業」の事業完了までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員の発議により開催する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことはできない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、山口市徳地総合支所土木課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、事務局が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。